

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

提出者

住 所 福岡市城南区七隈八丁目19番1号

氏 名 学校法人福岡大学  
理事長 貫 正義

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 092-801-1011 (代) 内線2812

福岡大学病院庶務課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	福岡大学病院
事業場の所在地	福岡市城南区七隈七丁目45番1号
事業の種類	医療・福祉・医療業(一般病院)
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	282.11 t	全処理委託量	282.11 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 293.14 t 前年度 284.96 t
------------------------------------	-------------------------------

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)  
令和2年4月1日電子マニフェスト導入

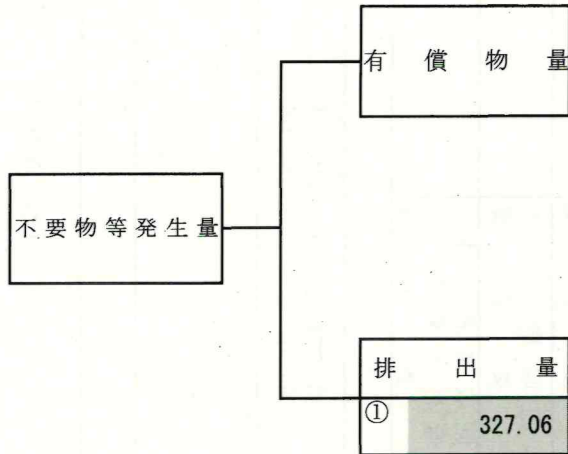
※事務処理欄



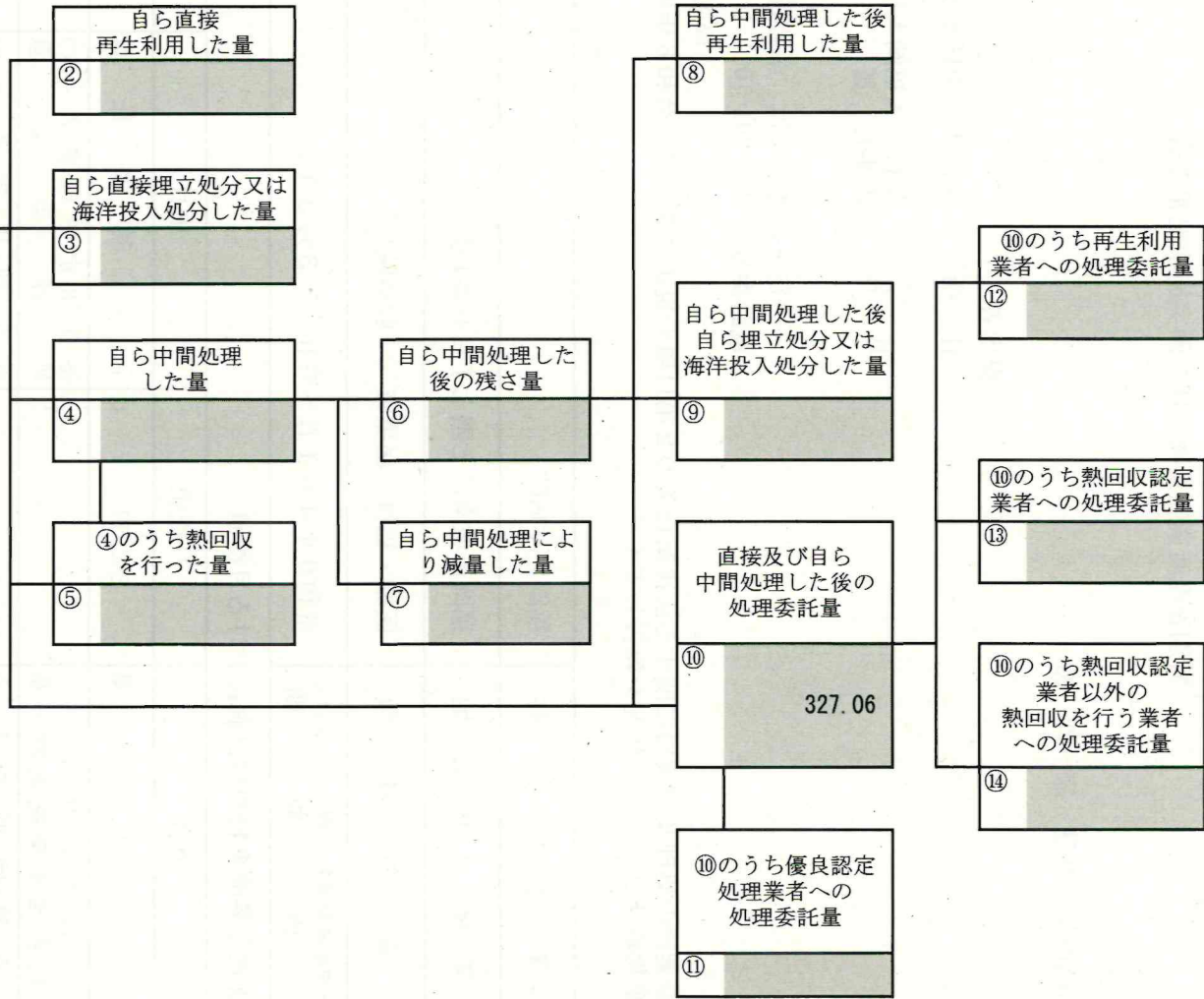
(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 感染性廃棄物 )



項目	実績値
①排出量	327.06 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩全処理委託量	327.06 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

提出者

住所 福岡市城南区七隈八丁目19番1号

氏名 学校法人福岡大学  
理事長 貫 正義  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 092-801-1011 (代) 内線2812

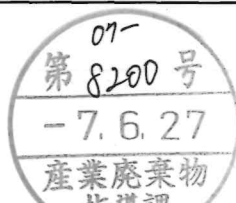
福岡大学病院庶務課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	福岡大学病院
事業場の所在地	福岡市城南区七隈七丁目45番1号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	福岡大学病院
②事業の規模	福岡市城南区七隈七丁目45番1号
③従業員数	医療・福祉・医療業(一般病院)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「医療廃棄物処理計画書」参照



(日本工業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「医療廃棄物処理計画書」参照

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	327.06 t	t
	(これまでに実施した取組) 院内で排出される医療廃棄物を種類ごとに分け、分類表を作成している。また、種類ごとに処理容器を使い分け、ラベル添付をしている。各病棟、外来に廃棄物分類表を提示し、誤処理を防ぐよう職員に周知している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	323.7894 t	t
	(今後実施する予定の取組) 当事業所は、医療業（病院）であるため、厚生労働省の管轄のもと、医療器具等の使用及び廃棄方法等について指導を受けており、その影響で特別管理産業廃棄物（医療廃棄物）の排出量変動している。また、特別管理産業廃棄物（医療廃棄物）の排出量については、外来及び入院患者数、手術件数にも比例する傾向があるため、特別管理産業廃棄物（医療廃棄物）の削減については、現在のところ予想がたらず、具体的な計画は立っていない。特別管理産業廃棄物（医療廃棄物）の削減については、院内の医療廃棄物管理委員会でも議題として取り上げており、廃棄物処理に関する関係者と有効な削減方法等を検討していく。継続して、「医療廃棄物の処理計画（別紙①参照）」の定期的な見直しを行い、職員及び運搬・処分業者に幅広く周知徹底することで、廃棄物の発生抑制、再生利用を推進し最終処分量を削減する努力を行いたい。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○処置及び検査等で使用した医療器材及び衛生材料等（血液・体液が付着したもの）→透析器具、チューブ、カテーテル、ガイドワイヤー、フィルター類、血液・体液の付着した衛生材料血液・体液が入った採血管、検尿・検便コップ等は、専用のペダル式容器に段ボール（袋は赤色）を据え付け回収 ○血液が付着した鋭利物等→注射針・縫合針などの針類、針付き注射器、カミソリ・メス等の鋭利物、ガラスくず（アンプル類）、血液入り試験管・血液入りチューブ類、抗癌剤容器、抗癌剤を使用した器具類は、プラスチックの専用容器で回収 ※別紙①参照
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記計画記載のとおり。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 現在、当事業所から排出される特別管理産業廃棄物は、主に感染性廃棄物であるため、再生利用を行う予定はない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 上記記載のとおり。		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 現在、実施しておりません。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 現在、予定はありません。			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)  現在、実施しておりません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)  現在、実施しておりません。		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	327.06 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 当事業所では、日々の報告及び月に1回清掃定例会議を開催し、委託業者との意見交換を行い、産業廃棄物処理に関する不適切な廃棄物処理事案がないように努めている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	323.7894 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
令和7年度も引き続き委託業者との意見交換を頻繁に行い、不適切な廃棄物処理事案がないように監督するとともに、排出事業者として取り組むべき課題を発見し解決していくよう努力したい。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	327.06	t
	(今後実施する予定の取組等)		
令和2年度から電子 manifests の導入済み。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 医療廃棄物処理計画書

福岡大学病院医療廃棄物管理規程第6条、第14条、「廃棄物処理法」及び「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル<sup>※1</sup>」に基づき、医療廃棄物の処理計画を定める。

## 1. 目的

福岡大学病院における医療廃棄物の管理及び処理を適正に行い、感染性廃棄物による事故の発生を防止することを目的とする。

## 2. 用語の定義

- 1) 医療廃棄物とは： 医療機関において医療行為に伴って発生する廃棄物
- 2) 感染性廃棄物とは： 医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物。人獣共通感染症に罹患又は感染した動物に関する診療行為や研究活動から生じることもある。
  - ①血液・血清・血漿及び体液(精液を含む)ならびに血液製剤(以下「血液等」という)
  - ②手術等に伴って発生する病理廃棄物
  - ③血液等が付着した鋭利なもの
  - ④病原体に関連した試験、検査等で使用した試験器具及び培地
  - ⑤その他血液などが付着したもの
  - ⑥ 1)感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症並びに結核の治療、検査に使用後、排出されたもの
  - 2)感染症法の一類及び五類感染症の治療、検査等に使用された医療器材等  
(ただし、紙おむつについては特定の感染症に係わるものに限る。詳細は表3を参照)
- 3) 産業廃棄物とは： 事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類その他法令で定める廃棄物
- 4) 一般廃棄物とは： 産業廃棄物以外の廃棄物
- 5) 感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物の種類と具体例(表1)

感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物の種類と具体例(表 1)

廃棄物の種類	感染性一般廃棄物	感染性産業廃棄物
1.血液等		血液、血清、血漿、体液(精液を含む)、血液製剤
2.手術等に伴って発生する病理廃棄物	臓器、組織	
3.血液等が付着した鋭利なもの		注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
4.病原体に関連した試験、検査等に用いられたもの	実験・検査等に使用した培地・実験動物の死体等	実験・検査等に使用した試験管・シャーレ等
5.その他血液等が付着したもの	血液等が付着した紙くず、繊維くず(脱脂綿、ガーゼ、包帯等)等	血液等が付着した実験・手術用の手袋等
6.汚染物(参考1参照)もしくはこれらが付着した、またはそれらのおそれのあるもので1～5に該当しないもの	汚染物が付着した紙くず、繊維くず	汚染物が付着した廃プラスチック類等

※1 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル, 環境省環境再生・資源循環局, 平成30年3月

3. 医療廃棄物の分別及び廃棄物を収容する容器(袋)の分類(表2)

令和6年7月1日

区分記号	具体的な内容物	袋の色 容器の種類	大きさ	感染 区分	設置場所	写真
<b>A</b> 一般廃棄物	・紙類 ・ビニール袋 ・生ごみ 等	透明	用途に 応じて	非	ナースステーション 記録室 デイルーム 処置室等	
<b>B</b> 血液・体液が付着 していない チューブ・カテーテル類 等 医薬品パッケージ 類、 シリンジ等	医療廃棄物(非感染性の医療廃棄物) 中心静脈圧測定セット、コネクター、フィルター、酸素マスク、活 栓、栄養輸液セット、ゴム手袋、ハイカリック、IVH用バッグ、タ イアニール、ウロマチックスハック、輸液セット・バッグ類の包装 用ビニール袋、綿花・ガーゼ、血液の入っていない採血管、 プラスチックボトル、注射器(シリンジ)、血液・体液が付着して いない使用済み個人防護具(手袋・マスク・ガウンは 小 さく折りたたんで廃棄)	透明 メデイカルヘー ル	1種類	非	処置室 ナースステーション 検査室 汚物処理室 処置室等	
<b>D</b> 鋭利器材 (非感染性のもの を含む)	感染性の医療廃棄物 注射針・縫合針・穿刺針などの針類、針付き注射器、カ ミンリ・メス等の鋭利物、ガラスくず(アンプル類)、血液入 り試験管・血液入りチューブ類、抗癌剤容器、抗癌剤を 使用した器具類、一体型採血ホルダー(ホルダー針ご と廃棄)、輸液セット(セットの先は切らずに廃棄) ※ 黄色バイオハザードマーク	キーパー2 エコペール	小・大	感染	処置室 ナースステーション 検査室 汚物処理室 処置室等	
<b>E</b> 医療用のビン・ガラス類 医療・実験用の缶類	点滴ビン・ガラス類、医療・実験用のガラス類 医療、実験用の缶類	透明	1種類	非	ナースステーション 検査室 汚物処理室	
<b>F</b> 血液・体液汚染 があるもの	処置及び検査等で使用した医療器材及び衛生材料等 感染性の医療廃棄物 透析器具、チューブ、カテーテル、ガイドワイヤー、フィル ター類、血液・体液の付着した衛生材料血液・体液が 入った採血管、検尿・検便コップ等、使用済み紙おむつ、 血液・体液が付着した個人防護具	赤 ベタル式容器 ダンボール容 器	小・中・ 大	感染	検査室 処置室 ICU・CCU 汚物処理室 等	
ビン・ガラス	ビン、ガラス	透明		非	デイルーム 中央ロビー 洗面所前等 各部署	
空き缶	缶類	透明		非	〃	
ペットボトル (リサイクル)	ペットボトル	透明		非	〃	
古紙・新聞 (リサイクル)	古紙・新聞(紐又はダンボールで梱包の上廃棄)、 シュレッダー等で粉砕したゴミ、付箋紙等の雑紙	紐 ダンボール箱		非	〃	
空箱 (リサイクル)	空箱(小さく折りたたむ) ※包装用のビニール袋は取り除くこと	空箱入れ		非	〃	
重要書類等	患者名等が記入された用紙、ラベル、その他重要な書 類等 ※ ダンボールで梱包の上廃棄 (表面に「古紙廃棄重要」ラベルを貼付のこと)	ダンボール箱		非	〃	

一般廃棄物	非感染性廃棄物	感染性廃棄物
-------	---------	--------

- ① 所定の容器に分別して廃棄すること。
- ② 医療廃棄物の容器には『蓋』をする。容器の表面に血液等が付着した場合はアルコール等で拭き取り排出する。
- ③ 患者のベッドサイドにおいて針を使用する場合は、携帯用廃棄物容器「キーパー2」を持参し、使用後速やかにその中へ廃棄すること。
- ④ 生検等に使用した長い針、非感染の針及び鋭利物は「エコペール」に入れる。
- ⑤ 抗癌剤の容器(バイアル、アンプル)及び抗癌剤を使用した器具類はD(鋭利機材)に廃棄する。  
なお、排出時、曝露防止上、点滴ラインと針等は切り離さずに破棄する。
- ⑥ ミキシング針容器については、処置台(作業台)をゾーニングしてミキシング針専用キーパー2を配置する。
- ⑦ 回収した廃棄物の収集運搬及び処理は、全て委託業者が行う。

#### 4. 施設内の収集・梱包

- 1) 感染性廃棄物が、施設内の移動中に内容物が飛散・流出することがないように収集し梱包する。
  - ① Bは、収集した袋に「部署名」及びB区分の袋であることがわかるよう「B」と記載する。
  - ② Dは堅牢な「エコペール」の容器〔バイオハザードマーク(黄色)入り〕を使用する。  
患者のベッドサイドにおいて使用した針については、携帯用廃棄物容器「キーパー2」を使用する。  
生検等に使用した長い針についても、「エコペール」容器を使用する。
  - ③ Fは専用のダンボール箱〔バイオハザードマーク(オレンジ)入り〕に入れ、「部署名」を記載する。
- 2) 収集した袋は、床に置かない。
- 3) 破損しないように慎重に取り扱う。
- 4) 感性的の廃棄物に関しては、容器の8割程度で排出する。

#### 5. 施設内の運搬方法

- 1) 清掃業者が移動の途中で飛散・流出するおそれがないようにカートで運搬する。
- 2) 清掃業者が不潔物専用のエレベーターを使用し中央棟地下1階廃棄物置き場又は旧本館地下1階廃棄物集積場まで運搬する。

#### 6. 保管

- 1) 各フロアから収集した廃棄物に関しては、コンテナに一時保管を行う。
- 1) 感染性廃棄物の保管は感染性廃棄物が飛散・流出及び悪臭を発生しないように中央棟地下1階廃棄物置き場(Fゴミ)又は旧本館地下1階医療廃棄物保管庫に保管する。
- 2) 関係者以外はみだりに立ち入ることができないように管理をする。
- 3) 中央棟地下1階廃棄物置き場及び旧本館地下1階廃棄物集積場にねずみ・蚊・ハエその他の害虫が発生しないよう消毒を行なう。
- 4) 中央棟地下1階廃棄物置き場及び旧本館地下1階廃棄物集積場には取り扱いの注意表示を下記のとおり行なう。

(例)

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	・廃プラスチック類 ・ガラスくず、コンクリートくず 及び陶器くず ・金属くず
管理者名(又は名称)	学校法人福岡大学福岡大学病院
連絡先	総務課 先 庶務課(内線2812)
廃棄物保管の高さ	2.7m
○産業廃棄物保管場所につき、関係者以外立ち入り禁止	

#### 7. 胞衣汚物の処理

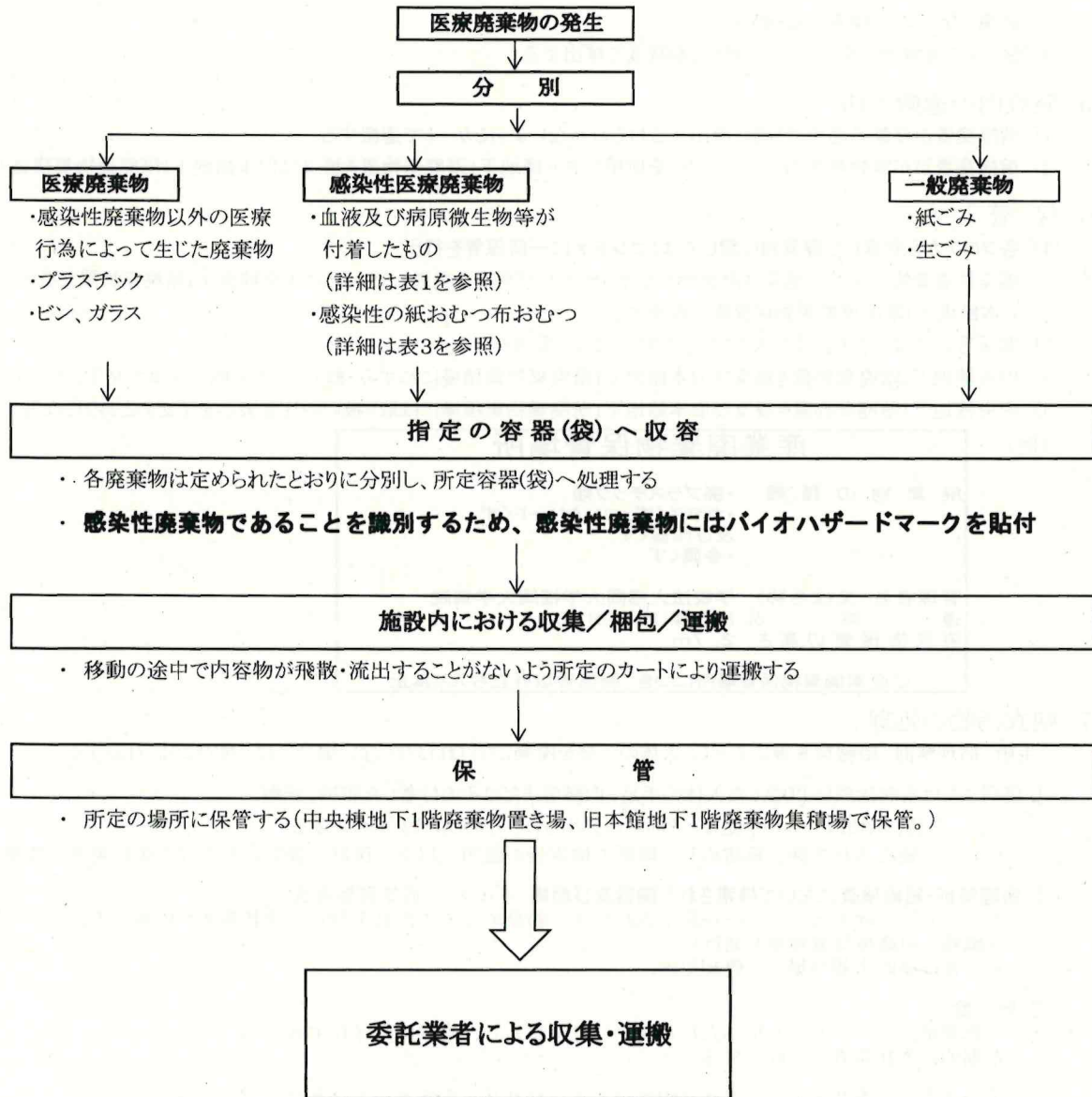
手術、病理解剖、組織検査等によって、人体の一部を廃棄しなければならない場合には、次のように対応する。

- ① 傷病または疾病治療により生じた人体の手足、内臓等またはその付着した布綿、紙類  
(ただし、布綿、紙類は人体の手足などと同時に排出され、分別しがたいものに限る)  
ビニール袋に入れた後、箱詰めし、医師の検索後の証明(以下、医証と表記)をつけて委託業者へ依頼する。
- ② 病理解剖・組織検査において検索された臓器及び組織(ホルマリン固定臓器等含む)  
ホルマリンを除去し、ビニール袋に入れた後、箱詰めにして医証を付けて委託業者へ依頼する。  
(臓器・組織焼却管理票を発行)  
その後は福岡市葬祭場にて焼却処理。
- ③ 胎盤  
新聞紙に包み、ビニールへ入れた後、日付を記入し、冷蔵庫に保存する。  
定期的に委託業者が回収に来る。  
①～③までの委託業者：ホスピタルサービス(092-566-1269)
- ④ 実験動物の死体  
(ただし、医療廃棄物の適正処理の観点から自治体の関係機関が処理することが必要と認められたものに限る)

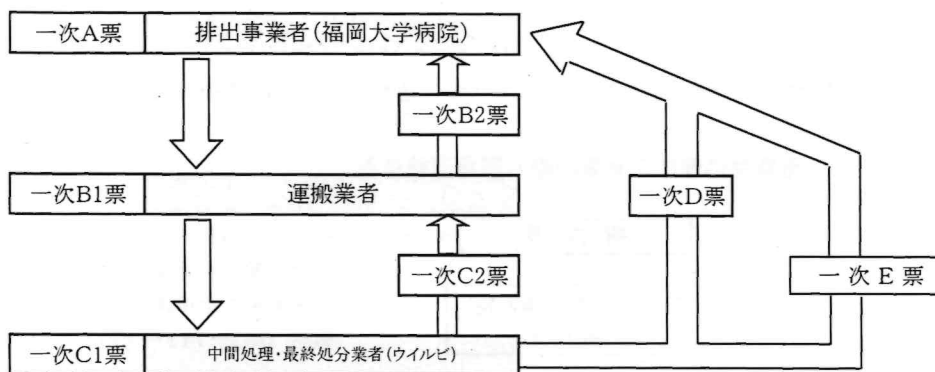
### 8. 廃液の処理(現像液等)

貯留槽を二基設け、この貯留槽に保管し、定期的に業者が回収する。

### 9. 感染性廃棄物の処理計画(院内処理過程)



## 10. 院外の処理過程(マニフェストの流れ)



※ マニフェスト発注、管理…庶務課

※ マニフェストシステム

※ 収集・運搬業者 医療廃棄物 : 福伸メディカル

※ 中間処理・最終処分業者 医療廃棄物 : ウイルビ

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記載し、産業廃棄物の流れを把握・管理する仕組み。

※ 処理業者から送付されたマニフェストの写しは、5年間保存する。

A 票: 排出事業者控え

B1票: 運搬業者の控え

B2票: 運搬業者から排出事業者に戻送され、運搬終了を確認

C1票: 処分業者の保存用

C2票: 処分業者から運搬業者に戻送され、処分終了を確認

D 票: 処分業者から排出事業者に戻送され、処分終了を確認

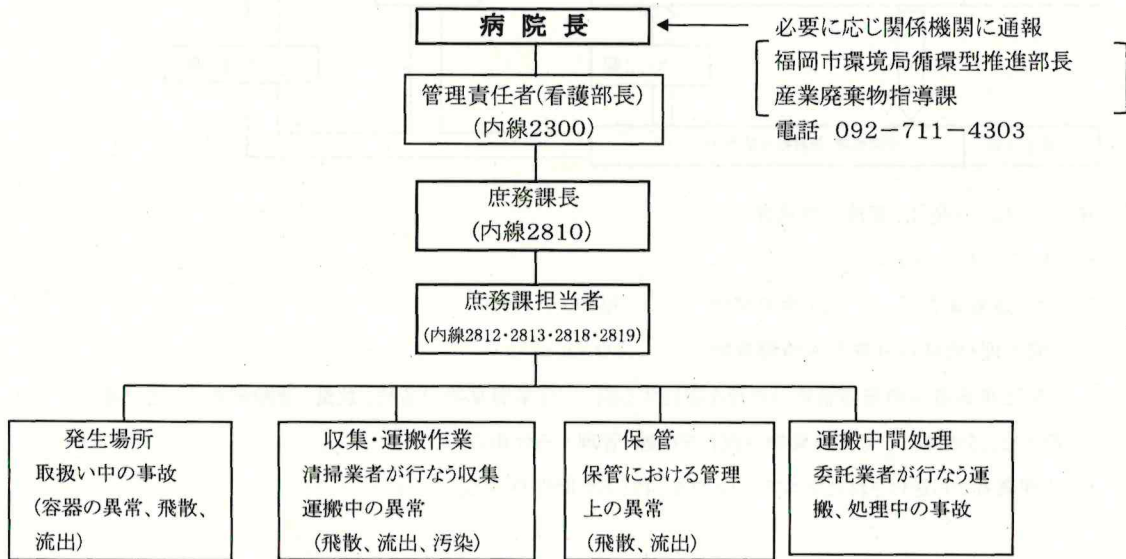
E 票: 処分業者から排出事業者に戻送され、最終処分終了を確認

[参考] 特別産業廃棄物管理票(マニフェスト)

## 11. 緊急時の連絡体制

感染性廃棄物の処理過程で緊急時の連絡が必要な場合は速やかに通報し、必要な措置を講じる

### 廃棄物処理中の有事の際の緊急連絡体制



感染症法に基づく医療廃棄物の感染及び非感染の区分について(表3)

感染症法に規定される感染症に関し、使用後排出される医療廃棄物についての感染性廃棄物の該否の別は、次の表のとおりである。

感染症の分類	感染症名	医療廃棄物の取り扱い(※)
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱	○ (感染)
二類感染症	急性灰白髄炎、結核(疑似症患者を含む)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)(疑似症患者を含む)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)(疑似症患者を含む)、鳥インフルエンザ(H5N1)(疑似症患者を含む)、鳥インフルエンザ(H7N9)(疑似症患者を含む)	○ (感染)
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	○ (感染)
四類感染症	E型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム熱、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る)、腎症候群性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、ツツガムシ病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1及びH7N9を除く)、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス灰症候群、Bウイルス熱、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱	○ (感染)
五類感染症 (全数把握)	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く)、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶結性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎は平成25年3月31日まで)、水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症	○ (感染)
五類感染症 (定点把握)	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶結性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、急性弛緩性麻痺、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症	○ (感染)
新型インフルエンザ等 感染症	新型インフルエンザ、再典型インフルエンザ	○ (感染)
新感染症		○ (感染)

※上記、一類から五類感染症はすべて、保健所への届出が必要な感染症

## 一般廃棄物排出方法

区分		排出方法
古紙・新聞等	新聞紙	種類毎に紐またはダンボール箱で梱包の上、業者が回収する。
	段ボール	
	雑誌	
重要書類等		段ボール箱で梱包の上、表面に「古紙廃棄帳票」を貼付し、業者が回収する。
缶類		所定のゴミ箱に入れ、業者が回収する。
ビン類		
ペットボトル		所定のゴミ箱に入れ、業者が回収する。 ペットボトルのふたは外して燃えるゴミとして排出すること。
不燃物、その他		破損したガラス・陶器類は新聞紙などに包み、ビニールに入れること。 スプレー缶、ライターは中身を使い切った後、排出すること。 その他、不明な点は庶務課(内線:2819)に相談すること。